

平 8 第 1 0 1 号
平成 9 年 1 月 2 1 日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市福祉調整委員会

委員 松原 康雄

委員 大澤 隆

委員 村川 浩一

委員 水地 啓子

委員 古賀 恭子

委員 山本 茂

横浜市在宅心身障害者手当制度の市民に対する周知の徹底
及び手続きの改善について（提言）

横浜市の在宅心身障害者手当制度は昭和 4 8 年度に条例で設置され、その後同制度の対象となる市民に対して、福祉事務所の窓口で制度の説明がされるとともに、通知文の送付や「広報よこはま」への掲載を通じて同制度の周知が図られています。

しかし、一方では、支給要件を満たしていながら、制度を知らなかったために「在宅心身障害者手当」を受けることができなかったという苦情が本年度に入って既に 3 件出されています。

原因としては、

同制度の周知が十分には行われていないこと

同制度の申請を受け付ける期間が毎年 4 月から 5 月末までの 2 か月間しかないこと

「在宅」という表現や「施設入所は除く」という適用除外の表現が一般的に市民には分かりにくいこと

などが挙げられます。

ついては、制度を知らなかったことにより市民が不利益を受けることがないように

制度の周知徹底を図ること

手当支給の手続き面では、申請受理期間の制限を廃止し常時申請を受け付けること

給付にあたっては、従来から支給要件を満たしていた場合については、申請時から 2 年～ 3 年間はさかのぼって救済する方法を検討するなど抜本的に改善するよう提言いたします。

平成8年度 提言のもととなった苦情申立て事例

<p>申立ての趣旨</p>	<p>身体障害者手帳2級に認定されている。他都市から横浜市に転入してきた20年以上前から「在宅心身障害者手当」の受給資格があったのに、福祉事務所から何の説明もなかったため、現在まで同手当が支給されていない。さかのぼって同手当を支給してほしい。</p>
<p>調査・調整結果</p>	<p>同手当の市民への周知方法としては、転入当時は「広報よこはま」への掲載のほかは、福祉事務所の窓口における説明のみで、当時申立人に対して同手当の説明をしたかどうかについては確認できなかった。また、同手当は申請主義であり、遡及は困難であるとのことだった。</p> <p>しかし、制度を知らなかったために同手当を受けられなかったことは、公平性の観点から重大な問題であり、今後市民がこうした不利益を受けることがないように同制度の市民への周知を徹底するとともに、実際に不利益を受けた方への救済策を検討するよう所管課に申し入れた。</p>
<p>申立ての趣旨</p>	<p>長期入院中に死亡した身体障害者手帳1級に認定された母(以下「本人」)の身体障害者手帳を福祉事務所へ返却しに行った際に、市の職員から「在宅心身障害者手当」の廃止手続きを行うように言われた。その時に初めてその手当が存在し、本人が手当の支給要件に該当していたことを知った。福祉事務所からは、『身体障害者手帳交付の際に同手当について説明したはずだ』と言われたが、説明を受けた覚えはない。については、同手当をさかのぼって支給してほしい。</p>
<p>調査・調整結果</p>	<p>同手当が本人に支給されているかどうかの確認をせずに、手当の廃止手続きをとるよう求めたことは不適切な対応であり、その点について福祉事務所に申し入れを行った。また、同手当制度においては、「在宅」の障害者であることが支給要件とされているが、この「在宅」障害者の中に、本人のように入院している方が含まれることがわかりにくく、制度の説明や手続き等において市民に不親切なところが見受けられた。この点について所管課に改善を申し入れた。</p>
<p>申立ての趣旨</p>	<p>身体障害者手帳2級に認定されているが、昨年、区役所から「在宅心身障害者手当」についての案内通知が届き、初めて同手当の存在を知った。身体障害者手帳取得時から昨年まで同手当の説明はなかったため、申請が行えなかった。についてはさかのぼって同手当を支給してほしい。</p>
<p>調査・調整結果</p>	<p>申立人は数年前に身体障害者手帳の等級が変更された際に「障害福祉のあんない」を配布され、障害者福祉制度のひと通りの説明を福祉事務所より受けたものの、同手当の説明が十分になされたか否かの確認はできなかった。しかし、一般的に見ても、同手当の市民に対する周知体制は十分であるとは言いがたいという点が認められたため、所管課に改善を申し入れた。</p>

市の対応

制度の広報・周知の徹底とともに、窓口説明の充実が図られた。平成10年4月からは申請受付期間の制限を廃止し、常時受付が実施され、支給回数も年2回となり、申請から支給までの期間が短縮されるなどの改善がされた。